

南相馬市地域防災計画 原子力災害対策編(素案)・原子力災害避難計画(素案) 計画策定にあたって

背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により、大量の放射性物質が放出されるという重大な原子力事故が発生した。この事故による影響は県内全域に拡がり、南相馬市を含む多くの地域において避難を余儀なくされた。また、今なお放射性物質飛散の影響が市民生活に大きな被害をもたらしていることから、災害時における被害の最小化・人命の確保を最優先とする対策を進めることが求められている。

国の動向

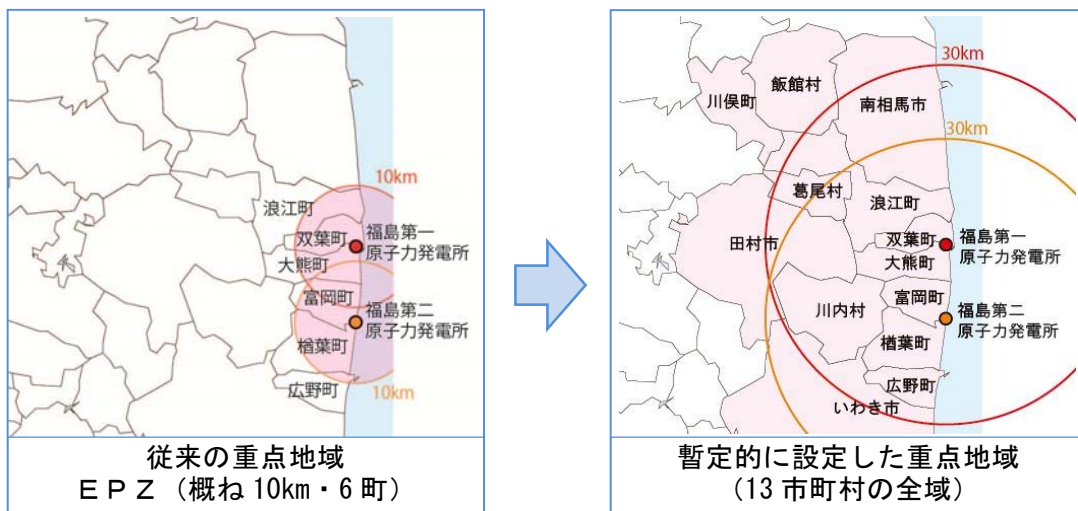
国では、この事故を受けて、原子力政策の「推進」と「安全規制」が分離され、独立性の高い組織として、平成 24 年 9 月に原子力規制委員会が発足された。

また、平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針（以下「対策指針」という。）が策定され、これまでの概ね 10km の地域を対象とした「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」から、「予防的防護措置を準備する区域（原発から概ね 5km）」（PAZ：Precautionary Action Zone）や「緊急時防護措置を準備する区域（原発から概ね 30km）」（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）等が新たに示された。

県の動向

県では、東日本大震災の教訓や国の動向を踏まえて、平成 24 年 11 月に福島県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「県防災計画」という。）について、初動対応を中心とした見直しを行い、平成 25 年 3 月には対策指針を踏まえた見直しを行った。

また、対策指針を受けて、原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲として、3市 10 町村の全域を暫定的な重点地域に拡大し、それに伴い、本市においても、地域防災計画原子力災害対策編を策定することが位置づけされた。



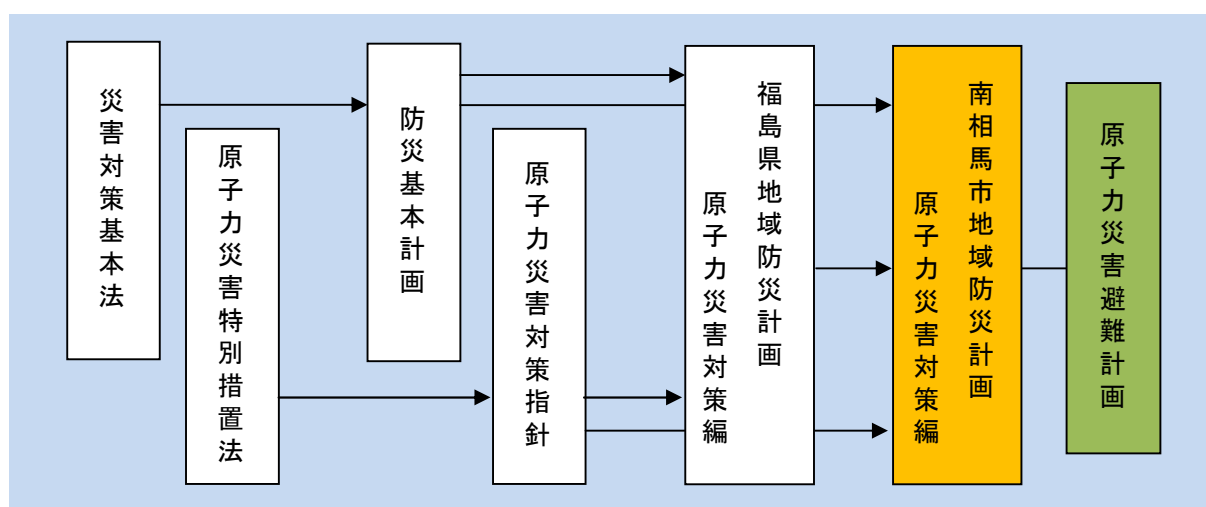
市の計画策定

本市では、国の対策指針や県防災計画の見直しとともに、災害教訓を十分に踏まえ、「原子力災害対策編」を策定する。

さらには、原子力災害対策編の策定を踏まえ、原子力発電所事故の際に市内全域にわたって避難を余儀なくされた経験から、迅速かつ適切に市民を避難させるための具体的な避難行動を示した、「原子力災害避難計画」を策定する。

計画の位置付け

原子力災害対策編及び原子力災害避難計画の上位関連計画との位置付けについては、以下のとおりとする。



計画策定の基本的考え方

本計画は、南相馬市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」（以下「防災基本計画」という。）、対策指針及び県防災計画等に基づいて作成するものである。

さらに、本市で実施した市民アンケート調査や市職員調査などによる意見等を踏まえ、震災当時の状況や災害対応の問題点等の検証を行い、その結果明らかとなった課題等を踏まえた対応策についても本計画に反映させるものである。

また、本計画に基づく応急対策の手順等を定める行動マニュアルについては、今後災害対策を実行する関係部署別に定めるものとする。

なお、現時点における、「対策指針（平成25年9月5日全部改正）」においては、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を受けて、以下の「特定原子力施設に係る原子力災害対策の取扱い^{*1}」、「原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策における留意事項」及び「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」等については、さらなる検討のうえで対策指針に反映することとしている。

【特定原子力施設に係る原子力災害対策の取扱い】

- ① 原子力災害対策重点区域の取扱い
- ② 通報対象となる施設境界付近の放射線量の取扱い

【原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策における留意事項】

- ① 避難地方公共団体を考慮した人員配置、緊急時モニタリング体制
- ② 警戒区域外の区域における防護対策
- ③ スクリーニングの体制構築及び実施方法
- ④ 避難者への避難指示等の在り方

【今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題】

- ① 原子力災害事前対策の在り方
- ② 緊急時モニタリングの在り方
- ③ オフサイトセンターの在り方
- ④ 緊急被ばく医療の在り方
- ⑤ 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故への対応
- ⑥ 地域住民との情報共有等の在り方

加えて、本市全域が避難指示対象となった場合の広域避難計画については、平成 25 年 3 月の県防災計画の改定において、県が広域避難計画を作成することとしているが、現在のところ平成 26 年 2 月を目途としていることから、本市にあっては、先行して東日本大震災による避難状況や災害時相互応援協定等に基づき、定めるものである。

このことから、本計画については、毎年検討を加え、「対策指針」、「県防災計画（広域避難計画の作成含む）」等の見直し、又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合には、適宜これを見直しするものとする。

※1：東京電力(株)福島第一原子力発電所に設置されている原子炉施設については、平成 24 年 11 月 7 日に、「核燃料物質、核燃用物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）」の規定に基づき、施設の状況に応じた適切な方法により管理を行うことが特に必要とされ、「特定原子力施設」として指定された。